

令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金に関するQ&A
（高齢者施設分）

【令和8年1月1日時点】

Q1：申請は事業所ごとに行うのか。

A1：対象となる事業所分をまとめて法人等が申請してください。

【サービス種別ごとに下記の担当課へ申請してください】

- ・介護保険事業所分→介護保険課
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）→長寿福祉課
- ・障害福祉サービス事業所分→障害福祉課
- ・生活保護法に基づく施設分→生活支援課

Q2：対象となる事業所は。

A2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 富山市に所在していること。
- ② 令和8年1月1日時点において指定を受けており、現に営業を行っていること。
- ③ 支援金申請時点において休止・廃止をしていないこと。なお、医療みなし指定又は指定管理の対象となっている事業所は対象外となります。

Q3：令和8年1月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A3：令和8年1月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q4：令和8年1月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q5：施設・サービスを廃止することが決まっているが、対象となるか。

A5：本支援金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など、今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。

Q6：令和8年1月1日時点でサービスの一部を休止しているが、定員の考え方はどうなるのか。

A6：令和8年1月1日時点で受け入れを行っていない定員については、その分

は対象とならないため、除外して申請してください。

Q 7 : 富山県より同様の趣旨の支援金の支給を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A 7 : 申請することができます。

Q 8 : 申請書類の提出方法は。

A 8 : 郵送又は窓口にて提出してください。

Q 9 : 申請期限はいつまでか。

A 9 : 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）必着です。

Q10 : 申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、再度申請することはできるか。

A10 : 申請できるのは 1 回のみであり、原則、再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認のうえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、長寿福祉課にご相談ください。